

令和4年度 第1回四街道市市民参加推進評価委員会 会議議事録

日 時 令和4年7月12日（火）

午後3時から4時34分まで

場 所 四街道市役所障害者支援課2階会議室

出席委員：6名（日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員（Zoom参加）、田谷委員、  
新村委員）

欠席委員：なし

職 員：木村総務課長、服部総務課長補佐、多田情報公開室長、菅原主査、三浦主任主事

傍聴人：なし

—— 日程 ——

1. 開会

- (1) 総務課長あいさつ
- (2) 職員紹介
- (3) 委員長あいさつ

2. 諮問

3. 議事

- (1) 会議録の発言者明記について
- (2) 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について
- (3) 各案件審議

4. 閉会

—— 1. 開会 ～3. 議事(2)については議事録省略 ——

3. 議事

- (3) 各案件審議

—— 追加配布資料等について説明 ——

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 令和3年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.1 第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：私のほうから一点、意識調査での抽出方法について、2,000人というのは、  
どういった根拠であるのか教えてください。

事務局（菅原）：一般的に、四街道市の人口の規模でしたら、スタンダードな数が2,000人だとされています。

事務局（多田室長）：現在、四街道市の人口は約9万6000人で、母集団が10万人とすると、必要なサンプル数としては383人だとされていて、回答率50%だとしても1,000人、信頼度としては95%になります。

日野委員長：わかりました。ありがとうございます。回答率について、他の自治体を見ると30～40%が一般的であり、今回の調査結果を見ますと、回答率が高いといえます。市民の方のご協力に感謝申し上げ、加えて、市民参加の積極的な意思が表れていると思います。その他、委員の方、小笠原委員いかがでしょうか。

小笠原委員：パブリックコメント（意見提出手続）については広報にも掲載されています。結果として意見の提出0件ですが、数字が伸び悩んでいる原因や分析等あればお教えください。

事務局（菅原）：担当課からは、意見提出がなかったということについて、何か分析等を行ったとは聞いておりません。

小笠原委員：わかりました。

日野委員長：わかりました。意識調査や審議会等手続を複合的に行うことで、市民参加の機会をご用意いただいていると理解をしております。

新村委員：非常に信頼度が高いアンケート調査をされていますね。ただ、私も小笠原委員がおっしゃったとおり、パブコメ（パブリック・コメント＝意見提出手続、以下同じ）について、この案件だけではなくて、手続きとしては問題ありませんが、何か問題があったのか、常に意見提出が少ないのではないかと思います。

日野委員長：そうですね。パブコメの実効性のある工夫が必要と思います。私からも、資料の25ページですが、ファクスや電子メール、電子申請といった、幅広い方法で受け付けて

いますが、電子申請についてはワードを添付しないといけないのでしょうか。

事務局（菅原）：市ホームページにある各課への問い合わせフォームだと、いわゆる“ベタ打ち”で送ることができますが、電子申請だとワードファイルを添付することとなっています。電子申請としては、机上のパソコンで編集しファイルを添付する方が、やりやすいところもあるのかなとは思いますが。

日野委員長：老若男女、すべての方が意見しやすい環境づくりを検討していく必要があると思います。意見提出について0件が続いているように見受けられますので、制度面においても工夫をしながら進めていただければと思います。

日野委員長：それでは、手続については、適切であるとさせていただいてよろしいでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.2 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.3 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：パブコメの結果公表から計画の決定時期まで時間を要しておりますが、何か事情があったのでしょうか。

事務局（菅原）：担当課から特に何か事情があったとは聞いておりません。

日野委員長：分かりました。委員の皆様いかがでしょうか。小笠原委員もよろしいでしょうか。

小笠原委員：はい、大丈夫です。

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.4 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.5 四街道市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定（令和4年度～令和8年度）】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

椎名委員：手続上、公告だけが遅れたこと以外に、策定段階で審議会の意見とか、パブコメの意見とかが加味された形で計画が策定されたということによろしいのですよね。

事務局：パブコメについては8件の意見提出があったところですが、75ページの「意見の取り扱い」欄にあるとおり、結果として、担当課において「意見を反映はさせなかった」という結果になっております。

椎名委員：それは、（意見提出手続に係る）中身の問題ではなくて、公表は遅れてしまったけれども、「意見を反映しない」ということを確認した上で計画が策定されたということによろしいのですよね。

事務局（菅原）：はい。82ページから85ページに意見提出手続に係る資料があります。パブコメの結果の公表は遅れてしまいましたが、提出された意見に対し、「原案どおり」とするという市の考え方も示しており、市ホームページでもご覧になれるようになっています。

椎名委員：分かりました。

日野委員長：当該計画の策定委員会（審議会等手続）の結果公表が、令和4年4月ということですね。委員会の審議状況を踏まえて、そこでパブコメと言われても、意見の提出が出しづらかった部分もあるのではないかとすることは、指摘しておく必要があるのかなと思います。その点事務局はいかがでしょうか。

事務局（菅原）：パブコメを実施する前に行われるべきであった審議会等手続の結果公表が遅れたことについて、条例上適切ではなかったものと考えます。

日野委員長：パブコメをするにしても、（審議会等手続という）市民プロセスを踏まえたご意見もあるでしょうから、委員会の結果・報告を明らかにした上で行うのが当然適切であると思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。

石川委員：審議会等手続の結果というのは、議事録の公表ということですか。

事務局（菅原）：73ページの資料になりますが、公告が4年4月19日ということで大幅に遅れてしまったものでございますが、「3 その他」にあるとおり、資料は担当課などで閲覧できるようになっていたものです。

石川委員：手続きだけ遅れてしまったということでしょうか。

事務局（菅原）：会議終了後に、総務課に会議開催結果と会議資料などを提出するようになっています。その他の所定の手続きは出来ていたけれども、あくまで公告だけが遅れてしまったということですか。

椎名委員：手続き上の瑕疵があったということで、実体的なところは加味されていたものだと思います。

石川委員：分かりました。

新村委員：意見があり計画を修正する場合は、どのような手続きを取るのですか。

事務局（菅原）：提出された意見の概要と、それに対する市の考え方を速やかに公表することになっています。

事務局（多田室長）：市民の意見を反映させ修正しようといった場合には、修正した旨の公表をすることになっています。

新村委員：その判断はどこで行うのですか。審議会では判断しないのですか。

事務局（多田室長）：それは原課で行います。例えば、このケースでしたら教育委員会指導課で判断をして修正をすることになります。

新村委員：ということは、審議会がパブリック・コメントを必要としているという訳ではないのですよね。パブコメの目的を確認したかったのですけれども、審議会で検討して、その結果をパブコメで意見をいただくとなりますよね、意見が提出された場合に、それが審議会の考え方と一致しているのかというのを誰が確認するのかと思ったのですけれども、それは担当課で行うということなのですね。それに対して、審議会としておかしいと判断されるような場合は、どういう対応となりますか。

事務局（多田室長）：市民参加手続の手順としては、審議会でご意見を聞いて計画案に反映させ、最終的にパブリック・コメントを行うというのが一般的な流れです。意見があつてそれを反映させるべきであれば、原課で判断することになります。審議会を開催して判断することまではしていません。

新村委員：ということは、審議会は、ただその場で意見をされるということなのですね。

事務局（菅原）：補足いたしますと「市民参加条例の解釈および運用」や「図解」で想定している市民参加手続の実施モデルでは、まず、審議会等手続においてはパブコメの原案を決定し、その後パブコメを行うというのが基本的な流れになっています。

パブコメをいちばん最後に実施するというのは、重要視しているからです。例えば、パブコメにより計画を修正したが、それが審議会で覆されてしまうと、せっかく広く意見を募るというパブコメの考え方が損なわれてしまう事になるので、この流れが一般的になります。

日野委員長：基本的に審議会のあとにパブコメという流れはもちろんですが、意見を反映させるかどうかは、担当課が審議会委員の方々と調整をされているので、意見が反映されているという理解です。

椎名委員：新村委員がご心配されているのは、市民の方から出た意見が原案と合わない場合にその意見をどのようにするのかという事ですよね。

新村委員：パブリック・コメントに何を求めているのかというのがはっきりしないケースがあって、いただいたご意見が原案と違った場合は、担当課がどのようにするのかということです。

田谷委員：85ページの資料ですが、これは、原案に対して意見が8件提出されましたが、それに対して「市の考え方としては、もともとの原案どおりとしますよ」ということなのですよ。

日野委員長：はい、そうですね。

椎名委員：一つひとつの意見に対して、「このような考えで、原案どおりとします」という事をお示ししていますので。

新村委員：もしも原案と違う時にどうなのかなという質問です。

椎名委員：基本的には、担当課の方でこれまで作られた計画とか、ご意見・お考えについて、責任を持って判断されて、採用する、しないを決めた上で、「その内容について、このように修正します」という事もあります。

日野委員長：そうですね。パブコメで寄せられた意見を踏まえて修正する場合も当然ありますし、原案どおりとする場合もあります。今回は原案どおりとしましたが、他の案件では（提出された意見を受けて、原案を）修正されているものもありますし、市民の意見を反映させているという理解です。新村委員よろしいでしょうか。

新村委員：はい。

日野委員長：では、手続きについては、ご指摘のあったとおり、審議会手続は、パブコメを行う前までに公表すべきであり市民参加という点で不可欠である点、また、パブコメの後、計画決定の前までに公表を行うべきであったと、意見としてコメントさせていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

> 異議なし

日野委員長：それでは、そのように進めさせていただきます。

○議題2 令和3年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.6 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。個人情報保護法改正によって条例はどのような取扱いになるのでしょうか。

事務局（菅原）：条例は廃止されることになり、法律に一元化されます。法施行条例を制定することになります。

日野委員長：分かりました。皆様いかがでしょうか

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.7 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.8 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.9 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.10 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.11 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.12 四街道市森林整備計画の変更】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.13 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.14 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.15 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.16 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.17 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.18 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題4 市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について

事務局（菅原）：【市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について】の概要説明

日野委員長：条例第16条に基づく公表についてということで、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

石川委員：例えば、「廃棄物処理基本計画の策定」など、本日審議した以外にもあるようですが。

事務局（菅原）：今回だけでなく、前回以前の委員会で審議していただいた案件についても、記載しています。

石川委員：わかりました。

日野委員長：その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：では、「意見なし」とさせていただきます。最終的な答申文については、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

>異議なし

日野委員長：ありがとうございます。

日野委員長：では、その他事務局から何かありますか。

事務局（菅原）：【以下、3点について説明】

- ① 令和4年6月21日付発出庁内通知（資料No.20）について
- ② 次回委員会の開催予定（10月下旬から11月上旬頃）について
- ③ 第8期委員の公募について

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたので、事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局（木村課長）：それでは令和4年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。